

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスに関し、以下のとおり基本方針を策定しております。

(1) 基本的な考え方

当社は、「確かな信頼のあるところに、確かな幸せは生まれます。私たちは人間尊重の立場から、新しい価値観を生み出す人と人のつながりを大切に、明日につながる幸せな出会いを創造していきます。人と社会が平和に結ばれ、豊かな未来を実現するために。」という経営理念のもと、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のためコーポレートガバナンスを経営の重要な課題の一つと位置づけ、透明かつ公正な経営を優先し、実効的なコーポレートガバナンスを実現することを目的とする。

(2) 株主の権利および平等性の確保

(イ) 株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うとともに、株主が、その権利を適切に行使することが出来る環境の整備を行う。

(ロ) 株主の実質的な平等性を確保する。

(ハ) 少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保および権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に十分に配慮を行う。

(3) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(イ) 当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の創出は、さまざまなステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、各ステークホルダーとの適切な協働に努める。

(ロ) 取締役は、各ステークホルダーの権利、立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化、風土の醸成に向けて、リーダーシップを発揮する。

(4) 適切な情報開示と透明性の確保

(イ) 当社の財政状態、経営成績等の財務情報や、経営戦略、経営課題、リスク、ガバナンス等に係る非財務情報について法令に基づく開示を適切に行う。

(ロ) 株主との間で建設的な対話を行ううえで、開示または提供する情報が、正確で、利用者にわかりやすく、有用性の高いものとなるよう努める。

(5) 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任をふまえ、以下の主要な役割および責務を適切に果たし、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を促し、収益力および資本効率等の改善を図る。

(イ) 企業戦略等の大きな方向性を示す。

(ロ) 取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。

(ハ) 独立した客観的な立場から、取締役に対する実効性の高い監督を行う。

(6) 株主との対話

(イ) 当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との建設的な対話を行う。

(ロ) 取締役は、株主との対話を通じて、株主の関心や懸念に関心を払い、株主の理解が得られるよう、経営方針をわかりやすく明確に説明するとともに、株主を含む各ステークホルダーの立場のバランスのとれた理解に努め、適切に対応する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

現在、当社の株主における海外投資家および機関投資家の比率は、5%以下と低い状況にあり、今後、海外投資家および機関投資家の比率等の推移を考慮し、議決権電子行使プラットフォームの利用や、株主総会招集通知の英訳等を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は、5%以下と低い状況にあり、今後、海外投資家の比率等の推移を考慮し、英語での情報開示、提供を検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画へのコミットメント】

当社は、取締役会において中長期の方向性や課題を基に年度単位の計画を策定しており、単年度の計画の進捗を月次で確認し次月以降の取り組み等の見直しを行っております。開示につきましては、各四半期毎の決算情報等において、四半期毎の結果および年度の見通し等を開示する対応としております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は取締役会全体の実効性について、各取締役より適宜に意見を聴取しておりますが、各取締役による取締役会の実効性についての自己評価等は実施しておりません。取締役会の実効性について分析・評価方法および開示は、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するため、グループ企業等の株式を取得し、保有することがあります。また、政策保有株式に係る議決権の行使においては、政策保有先の中長期的な企業価値向上や株主還元向上の観点および当該企業の経営状況などを勘案し、議案ごとに賛否を判断しております。

【原則1 - 7 関連当事者との取引】

当社は、役員や主要株主と取引を行う場合において、かかる取引において会社および株主共同の利益を害することがないよう、以下の体制を整備しております。

(1) 当社と取締役との間の競業取引および利益相反取引については、会社法に基づき取締役会による承認を要することを定めております。また、当該取引に関する取締役を特別利害関係人相当として議決から除外しております。

(2) 取締役、監査役および主要株主等との取引については、定期的に確認しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画について

(イ) 経営理念

当社は、「確かな信頼のあるところに、確かな幸せは生まれます。私たちは人間尊重の立場から、新しい価値観を生み出す人と人のつながりを大切に、明日につながる幸せな出会いを創造していきます。人と社会が平和に結ばれ、豊かな未来を実現するために。」という経営理念のもとに、「お客さまの幸せを創造し続ける企業」として「一人でも多くの幸せなカップルをつくる」ことを目指します。

(ロ) 経営戦略、経営計画

「目標とする経営指標」

当社は継続的な成長を目指し、その経営数値指標といたしまして、売上高営業利益率の10%以上の実現を目標としております。また、効率分析の指標として総資産経常利益率(ROA)ならびに自己資本利益率(ROE)を重視し、ROA10%、ROE8%を目標としております。

「中長期的な会社の経営戦略」

○ ツヴァイ事業のサービス品質の向上

・会員専用ポータルサイトのサービス機能拡充と利用促進により、会員さま同士の出会いの機会を拡大させてまいります。また、会員向け婚活支援サイトと会員フォロープログラムの内容を充実させることで、活動が停滞している会員さまの活性化を促進し、成婚者を増加させてまいります。

・マリッジコンサルタントのコミュニケーション能力と営業力の強化に取り組み、店舗にご来店頂いたお客さまの満足度を向上させることで、会員数と出会いの機会拡大につなげてまいります。

・ご自分でお相手を探したいという会員ニーズに応えるために、新たに検索型のインプレッションマッチングサービスを導入してまいります。

・手厚い人的サービスを求める会員ニーズに対応した成功報酬型の仲人型紹介サービスも追加してまいります。

・ライトな婚活ニーズへの対応として、検索型サービスとパーティ等を中心としたサービスパッケージを都市部、若年層を対象に提供してまいります。

○ 周辺事業の収益向上

・事業の選択と集中を図るとともに、事業モデルの見直しを実施してまいります。会員外のパーティ・イベント事業は、法人・自治体からのイベント受託に特化した事業モデルに変革してまいります。

・ウエディング事業は、「定額マリッジ」の更なる充実と拡販により収益拡大を図ってまいります。

○ 広告宣伝、マーケティングの強化によるリブランディングの実施

・今後も積極的な広告宣伝によりお客さまご応募を増加させていくとともに、メディアミックスを見直し、TVCM等の映像媒体等へもチャレンジしてまいります。また、広告宣伝やPR活動を通じ、お客さまにツヴァイのサービスは他社とは違い、品質が高いとだけではないような新しいブランドイメージを醸成してまいります。

○ ダイバーシティの推進

・従業員が有する多様なスキルや能力、価値観を活かして新しい価値を創造する「ダイバーシティ経営」を推進してまいります。

・女性管理職比率50%の実現を目指し女性の活躍を推進してまいります。

・人事制度、教育等を見直し働きがいがある職場を実現してまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針は、本報告書の「基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役の報酬の決定にあたっての方針と手続き

当社は、取締役の報酬に関し、以下のとおり、基本方針および手続を定めております。

(イ) 業務執行取締役の報酬は、業績と連動し、公正かつ透明性に配慮し、以下のとおり、基本報酬、業績報酬、株式報酬型ストックオプションで構成する。

○ 基本報酬

月額払いで支給され、役位別に定める基準金額内で各人別に支給する。

○ 業績報酬

経営に対する貢献度に連動させるため、経常利益達成率を元に決定する。

○ 株式報酬型ストックオプション

年間業績に基づき、年度終了後に新株予約権として付与する。

(ロ) 社外取締役の報酬は、その役割の性質上、基本報酬を月額払いで支給する。

(ハ) 取締役の報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会において決定する。

(4) 取締役および監査役候補選任の方針と手続き

(イ) 取締役候補者については、当社の経営理念、経営方針に対する理解に加え、職務経験・人格・識見・能力・健康状態等を考慮し、代表取締役社長が提案し取締役会で決定する。

(ロ) 監査役候補者については、様々な分野に関する豊富な知見・経験を有していることに加え、客観性・中立性を保ちながら、その役割を適切に果たすことができることを考慮し、代表取締役社長が提案し、監査役会で協議同意を得た上で取締役会で決定する。

(5) 取締役および監査役の選任・指名理由

当社では、株主総会招集通知において、取締役・監査役の選任議案の上程時に指名理由を開示する。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会において決定すべき事項ならびに取締役に決定を委任する事項について、以下のとおり定めております。

(1) 取締役会において決定すべき事項

(イ) 会社法その他の法令に基づき、取締役会において決議すべき旨が定められた事項

(ロ) 定款および取締役会規則その他の社内諸規程に基づき、取締役会において決議すべき旨が定められた事項

- (ハ)株主総会の決議により取締役会に委任された事項
- (二)その他の重要な業務執行に関する事項
- (2)取締役会に決定を委任する事項
- 社内諸規程に基づき、取締役に委任された事項

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役6名のうち、2名が当社が定める独立性判断基準を満たす独立社外取締役であり、豊富な経験や専門的な知見に基づき、独立した客観的な立場から、独立社外取締役としての役割および責務を果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、法令および東京証券取引所が定める基準をもとに、当社独自の「社外取締役の独立性に関する基準」を作成し、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選任することとしております。

また「社外取締役独立性に関する基準」については、本報告書の後記の「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会実効性確保に関する事項】

取締役会は、その実効性を確保するため、現在6名の取締役により構成しております。取締役会は、当社の事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務・会計、リスク管理および法令遵守等に関する知識・経験・専門性を備えた、バランスのとれた構成としております。当社の事業に精通した社内取締役と独立した客観的な立場から経営陣を監督する独立社外取締役によって取締役会を構成しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役および監査役が、その役割および責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員を兼任する場合は、その数を合理的な範囲にとどめる方針としております。なお、主な兼任状況につきましては、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役および監査役に対するトレーニングに關し、以下のとおり、基本方針を定めております。

- (1) 個々の取締役および監査役に適合した、社内外におけるトレーニングの機会の提供、斡旋または費用の支援を行うものとし、取締役会は、これらの適切な対応が行われているか確認する。
- (2) 取締役および監査役に対し、就任の際、当社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、取締役および監査役に求められる役割および責務を十分に理解する機会を提供するとともに、就任後も、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を提供する。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下のとおり、株主との建設的な対話に関する方針を定めております。

- (1) 株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応する。
- (2) 株主の希望および主な関心事項をふまえ、株主との対話には、合理的な範囲で、IRを担当する部門を窓口として対応する。
- (3) IRを担当する部門は、株主との対話全般を統括し、株主との建設的な対話が実現するよう、適切な対応を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	2,556,000	64.72
ツヴァイ社員持株会	55,075	1.39
ミニストップ株式会社	50,000	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	32,000	0.81
イオンフィナンシャルサービス株式会社	30,000	0.75
イオンデライト株式会社	30,000	0.75
梅沢 明弘	26,300	0.66
池田 晃	22,800	0.57
マックスバリュ西日本株式会社	20,000	0.50
株式会社コックス	20,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であるイオン株式会社および同社のグループ各社との取引に関しては、少数株主保護の方策に関する指針に基づき、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。

また、同社および同社グループ内の各社との取引を行う際は、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、企業集団「イオン」の中にあってサービス事業に属しております。イオン株式会社とは、資金の寄託運用、ブランドロイヤルティ等の取引がありますが、取引依存度は低く、親会社等からの独立性は確保されているものと考えております。

イオンクレジットサービス株式会社とは、クレジットカードの加盟店契約を締結しておりますが、取引条件は他の取引先との取引条件を勘案して決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒柳 泰子	弁護士											
大重 絹子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒柳 泰子	○	_____	弁護士としての豊富な経験と知識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社のコンプライアンス経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任いたしました。なお、黒柳氏は当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると考えております。

大重 絹子	○	_____	「人財」育成について、様々な知見と豊富な経験を有するとともに、現在、代表取締役社長として自ら会社を運営されている見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。 なお、大重氏は当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると考えております。
-------	---	-------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室長は、内部監査計画書の作成時や監査実施後の結果報告等、監査役と定期的な情報交換を実施しております。監査役は、会計監査人の年間監査計画や監査の重点項目をあらかじめ確認するとともに、適宜会計監査の立会いを実施しております。また、四半期ごとに会計監査人から監査の詳細な報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神部 範生	弁護士													
柴崎 正恭	他の会社の出身者													
岩崎 昭二	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

神部 範生	○	リフォームスタジオ株式会社の監査役を兼務しております。	弁護士資格を持ち、高度な法律面から特に特定商取引法、消費者契約法など当社コンプライアンス上の経営判断に活かしていただくため、引き続き社外監査役としての選任いたしました。 なお、神部氏は当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると考えております。
柴崎 正恭		イオンクレジットサービス株式会社の監査役を兼務しております。	これまでの株式会社メガスポーツ管理本部長および株式会社ワナー・マイカル常務取締役管理本部長としての知識、経験を活かしていただくため、引き続き社外監査役として選任いたしました。
岩崎 昭二		メガベトロ株式会社の非常勤監査役を兼務しております。	これまでの経理・財務での豊富な知識、経験および内部統制構築推進の経験と幅広い知見をお持ちであり、これらをいかしていただくため、引き続き社外監査役として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

- (1) 当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。
- (イ) 当社の業務執行取締役、その他の使用人(以下「当社の業務執行者」という。)でなく、かつ、その就任の前10年間、当社の業務執行者であったことがないこと。
- (ロ) 就任の前10年内のいずれかの時において、当社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者(当社の業務執行者であったことがあるものを除く。)にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任の前10年間、当社の業務執行者であったことがないこと。
- (ハ) 以下のいずれにも該当する者でないこと。
- 当社の親会社および当社の親会社の子会社等(当社および当社の子会社を除く。)の取締役、その他の使用人(以下「業務執行者等」という。)
 - 当社の業務執行者の配偶者または二親等内の親族。
- (ニ) 以下のいずれにも該当する者でないこと。
- 当社を主要な取引先(直近事業年度の連結売上高の1%以上を基準に判定する。)とする者もしくはその業務執行者等
 - 当社の主要な取引先もしくはその業務執行者等
 - 当社から、役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
- (ホ) 就任の前3年間に於いて、以下のいずれにも該当していた者でないこと。
- 前号(ニ)に掲げる者
 - 当社の親会社の業務執行者等および業務執行者でない取締役
 - 当社の親会社の子会社等(当社および当社の子会社を除く。)の業務執行者等
- (ヘ) 以下のいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族でないこと。
- 前号(ホ)に掲げる者
 - 当社の業務執行者
 - 当社の親会社の業務執行者等または業務執行者でない取締役
 - 当社の親会社の子会社等(当社および当社の子会社を除く。)の業務執行者等
- (2) 取締役会は、取締役会における、率直、活発かつ建設的な検討への貢献が期待できる者を、独立社外取締役の候補者として選定するよう努める。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬等につきましては、2007年5月15日開催の第23期定時株主総会において、金銭報酬部分につき、従来の役員賞与部分を含めて業績連動の割合を拡大するとともに、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションを導入することを決議いたしました。取締役に対する報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇による価値向上のみならず株価下落のリスクまでも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や指揮を高めることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

監査役に対する報酬等につきましては、独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用せず、固定型の役割に応じた月例報酬のみとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2018年2月期の取締役および監査役に対する報酬等の総額は以下のとおりです。
取締役 68百万円
監査役 19百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 取締役の報酬は、業績と連動し、公正かつ透明性に配慮し、基本報酬、業績報酬、株式報酬型ストックオプションで構成し、以下のとおり定め
ております。
- (イ) 基本報酬
月額払いで支給され、役位別に定める基準金額内で各人別に支給する。
- (ロ) 業績報酬
経営に対する貢献度に連動させるため、経常利益達成率を元に決定する。
- (ハ) 株式報酬型ストックオプション
年間業績に基づき、年度終了後に新株予約権として付与する。
- (2) 各取締役の報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会において決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートとして、秘書広報部が担当しております。取締役会開催の連絡・出席の確認・資料の事前配布等を行っ
ております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等	更新
-------------------------	----

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
縣 厚伸	顧問	当社の経営に関する助言等	<勤務形態> 非常勤 <報酬> あり	2018/05/22	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	1 名
--------------------------	----	-----

その他の事項	更新
--------	----

元代表取締役社長である縣氏は、当社の経営に携わった経験・知見を活かし、経営層に対する助言等を行って頂くこととして顧問をお願いして
おり、当社の経営の意思決定には関与いたしません。
なお、社長等退任日は、代表取締役社長の退任日になります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会および監査役会設置会社です。また、当社の経営意思決定および監督に係る主な経営管理機能は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役会
取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成されており、経営方針などの最重要事項の意思決定および業務執行を決定し、取締役の
職務の執行を監督しております。取締役会は、毎月1回以上開催することになっております。
- (2) 監査役会
監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、コンプライアンス、リスク管理、企業情報開示の適正情報等について協議・監
査するとともに、情報の共有化を図っております。監査役会は、毎月1回以上開催することになっております。
- (3) 経営会議
経営会議は、社長および本部長で構成されており、経営状況に関する報告および協議、社長決裁案件や取締役会議案等の重要事項の事前協

議をしております。経営会議は毎月2回開催しております。

(4)内部監査室

内部監査室は、社長直属の組織として設置され、専任者1名で構成されております。監査役および会計監査人と連携を図りながら、年間監査計画に基づき監査を行っております。内部監査の結果は、社長に報告され、改善事項の提言および改善状況の確認等を行っております。

(5)会計監査の状況

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 樋口 義行 草野 耕司
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名 その他 4名

(6)その他の委員会

内部統制・リスク管理・情報セキュリティ等、適切な業務遂行上必要な特定事項に関し、委員会を設置しております。各委員会は、それぞれの事項に関し、取締役会の協議に資することを目的に、調査・研究および審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、社外役員による経営へ牽制機能強化の観点から、社外取締役2名を含む取締役6名からなる取締役会が取締役の職務の執行を監督し、社外監査役3名を含む4名からなる監査役会が取締役の職務の執行を監査するという体制をとっております。この企業統治体制により意思決定の透明性が確保され、経営監督機能が十分に働いていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年は、総会日の15日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年の開催日は、5月22日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	実施しておりません。 今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	採用しておりません。 今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	英文による提供はしておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回イオングループとしての決算発表に参加しております。その他に機関投資家・アナリストとのワンオンワンミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、会社説明会資料、ニュースリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イオングループが制定している「イオン行動規範」に基づき、役員を含めた全従業員が、お客さま・地域・社会・取引先・株主・従業員に対して取るべき行動基準を明確にし、企業倫理の遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(財)イオン環境財団の趣旨に賛同しており、植樹活動や環境保全活動等を積極的に支援しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、その社会的責任を果たすため、イオン行動規範およびコンプライアンス・ポリシーを取締役および使用人の全員に周知徹底させます。

(ロ) 取締役会は、法令等遵守(以下、「コンプライアンス」といいます。)の体制を含む内部統制システムの整備の方針および計画について決定するとともに、定期的に運用の状況について報告を受けます。

(ハ) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備、運用の状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

(ニ) 内部統制基本規程を定め、当該規程に基づき「内部統制システム委員会」ならびにその下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、また、「リスク管理委員会」の下に「情報セキュリティ委員会」を設置し、これらが連携して、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備、運用を推進します。

(ホ) 内部統制システム全般を担当する責任者として内部統制担当役員を置きます。また、内部統制担当役員は、リスク管理担当および情報セキュリティ担当を兼務します。

(ヘ) 取締役および使用人に対するコンプライアンスに関する研修や、マニュアルの整備等により、取締役および使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。

(ト) 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を定め、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して、当社および子会社をあげて組織的に対応する風土を構築します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(イ) 取締役会、経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスクおよびコンプライアンスに関する情報、その他取締役の職務の執行に係る情報を記録、保存、管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

(ロ) お客さま情報を含む個人情報適切に取り扱われるよう、個人情報の安全管理に関する規程を整備し、当社および子会社全体で個人情報の安全管理を徹底します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社および子会社経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備し、事前予防体制を構築します。

(ロ) 当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うために「リスク管理委員会」を設置します。

(ハ) 「リスク管理委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対応するためのマニュアル等を整備し、リスク管理体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役会において中長期の方向性や課題を基に年度単位の計画を作成し、単年度の計画の進捗を月次で確認し次月以降の取り組みの見直しを行います。四半期毎の結果および年度の見直しについて、各四半期毎の決算情報等において開示いたします。

(ロ) 取締役会を毎月1回以上開催し、子会社を含めた当社および子会社全体に関わる重要事項の意思決定および取締役の職務執行の監督を適切に行います。

(ハ) 取締役会を補完し、経営諸課題に対する迅速かつ適切な対応を図るため、取締役および各部門執行責任者を中心に構成する経営会議を毎月2回程度開催し、迅速な意思決定と機動的な経営が可能な体制を構築します。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理委員会」は、リスク管理に関連する規程およびマニュアル等に基づいて、子会社を含む当社および子会社全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。

(ハ) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社全体の重点経営目標および予算配分等を定め、当社および子会社経営を適正かつ効率的に運営する体制を構築するとともに、子会社管理規程に基づき、子会社の担当部署および担当責任者を置き、重要案件について事前協議を行うなど、子会社の自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行います。

(ニ) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イオン行動規範およびコンプライアンス・ポリシーを子会社の取締役および使用人の全員に周知徹底させるとともに、「リスク管理委員会」は、当社および子会社全体のコンプライアンス管理に必要な体制の整備を行い、子会社を含む当社および子会社全体のコンプライアンス体制を構築します。

(ホ) 親会社およびグループ各社との業務の適正を確保するための体制

当社は、イオングループが定期的に開催する分野別部門長会議に参加し、法改正の動向と対策および業務効率化に資する対処事例等を積極的に有効活用を行います。ただし、具体的対応の決定については、自主的に決定するものとします。また、親会社およびその子会社との取引については、市場金利および他の取引先との取引条件を勘案し、当社の株主利益を損なわない方策を講じるものとします。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社および子会社における財務報告に関する重要な虚偽記載が発生するリスクを識別、分析し、リスク低減のため、財務報告に関する規程の整備、業務手順の明確化を行い、毎年、その整備、運用状況の評価を行います。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、業務執行部門から独立した「監査スタッフ」として、適切な人材を配置します。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査スタッフ」の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査スタッフ」は、他部署を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。

(10) 監査役への報告に関する体制

(イ) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役へ、速やかに適切な報告を行います。また、各部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、適宜、担当部門のリスク管理体制について報告を行います。

(ロ) 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したまたは発生する恐れがあるとき、当該子会社の取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、当社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役へ、速やかに適切な報告を行います。

(11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当社および子会社の取締役および使用人全員に周知徹底させます。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年度、一定額の予算を設け、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況は、以下のとおりであります。

(1) 当社はコンプライアンス経営の徹底および企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応し、排除することが企業の社会的責任であることを認識する。

(2) 反社会的勢力による不当請求があった場合には、個人的対応は行わず、民事および刑事の法的対応を含め、外部専門家や捜査機関とも緊密な連携を図り、組織的に対応する。また「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、平素から警察、各加盟各社との緊密に連携して、反社会的勢力に関する情報収集に努め、各事業所を含めた全社的な情報を総務部門に集約して、社内啓蒙活動を行うものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. ガバナンス体制

当社は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であり、取締役会において経営の基本方針、会社の重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を実施し、各事業部門の詳細な業務執行状況の把握と監視、業績管理を適切に行っております。

また、監査役会において業務執行における社内規定の順守および適法性を監視しております。

さらに、各事業部の業務監査につきましては、内部監査室にて定期的を実施し、業務執行における社内規定の順守とコンプライアンスの徹底を図ると同時に、法律上の判断が必要な場合においては、顧問弁護士から適宜適切な助言を受けており、会社経営における適法性を維持しております。

2. 適時開示体制

当社は、「透明性」「公平性」「適示性」を基本に、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。また、適時開示に関する教育に関しては、役員および従業員に対して重要会議および研修会等の機会にて適時開示の対象となる重要事項について周知徹底を図っております。

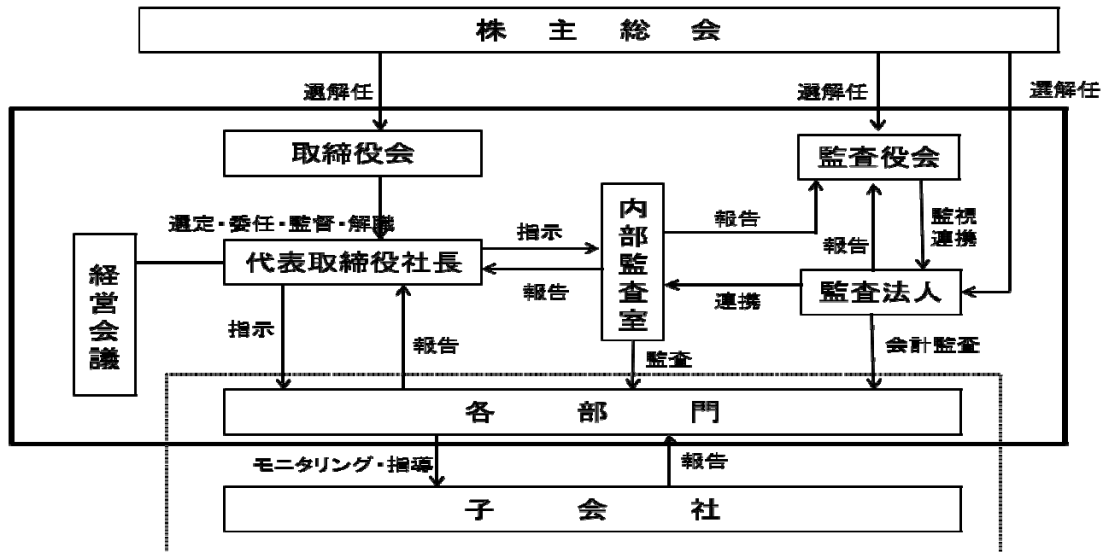
また、会社情報を一元化し情報管理を徹底するとともに、積極的なIR活動を通じて、株主をはじめ投資家の皆さまや利害関係者に対して適時適切に経営状況を報告するとともに、当社の事業や経営に関して重要な事項が生じた場合には、これを遅滞なく開示することで経営の透明性を高めるよう社内体制を構築しております。

適時開示の手続きや体制については、当社の経営管理部が取締役会他重要会議の付議事項を予め入手するとともに、当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事項の有無を検討し、当該事項があれば直ちに開示資料を作成のうえ、取締役会の了承を得て開示しております。

また、適時該当事実が発生した場合、経営管理部に速やかに連絡することとし、集約された発生事実を情報取扱責任者へ報告する一方、開示の要否を検討し、ただちに開示資料を作成するとともに、社長の承認を得て速やかに公表できる体制を整えております。

【模式図(参考資料)】

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制】

